

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び

監督の指針の一部を改正する告示について

国土交通省では、準中型免許創設（※）に伴い、トラックの初任運転者等について安全運転の実技を義務化する等、運転者教育の強化を図るため、今般、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部を改正しました。

（平成28年4月1日公布）

■改正の施行時期と内容

来年の改正道路交通法の施行日（平成29年3月12日）に併せて実施されますが、指導監督の項目を従来の11項目から12項目に増やすとともに、従来の内容も一部変更となります。更に初任運転者に対しては安全な運転の実技（20時間以上）を義務化するなど、運転者教育の強化を図っています。

主な内容としては新たに追加された「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」として、被害軽減ブレーキや追突事故防止装置などの装備が進んでいますが、運転者にその機能を十分に理解させ、活用を促すことが目的です。

このほか、トラックを運転する場合の心構えに「交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる」、トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項に「規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる」を付け加える——など従来の項目についても内容が見直されています。

■初任運転者指導も同様の内容に改正し、実技指導20時間以上を新設

現行では初任運転者指導は座学指導6時間以上の実施となっていたが、15時間以上に拡大され、積載方法や日常点検、トラックの構造上の特性に関しては実車を用いるほか、実際にトラックを運転させて安全な運転方法を体得させる「実技指導20時間以上」が新たに義務づけられます。

■来年以降の教育内容の見直しを

初任運転者は当然ながら、運転者に対する教育内容も同様に変更されるため、各社内における教育計画の見直しと確実な実施に向けて整備等をお願いします。

■「一般的な指導及び監督の内容」及び「初任運転者に対する特別な指導の内容」の改正ポイント

	項目	改正後の追加内容
①	トラックを運転する場合の心構え	<p>【告示の追加内容】交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラック輸送の社会的重要性 ・トラック事故の社会的影響 ・【マニュアルの新設】交通事故統計を用いた教育
②	トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	<p>【告示の追加内容】規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラックの運行に係る法令 ・義務を果たさない場合の影響の把握
③	トラックの構造上の特性	<p>【告示の追加内容】トレーラを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる。トレーラにより、コンテナを運搬する事業者にあっては、コンテナロックの重要性を理解させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラックの特性に合わせた運転 ・トレーラーの特性に合わせた運転 ・【マニュアルの新設】貨物の特性を理解した運転
④	貨物の正しい積載方法	<p>【告示の追加内容】軸重違反を防止するための積載方法を理解させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偏荷重の危険性 ・安全輸送のための積付け・固縛の方法 ・荷崩れ防止のための走行中の注意点
⑤	過積載の危険性	<p>【告示の追加内容】法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受ける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過積載による事故要因と社会的影響 ・過積載による罰則 ・過積載の防止

⑥	危険物を運搬する場合に留意すべき事項	<p>【告示の追加内容】該当する事業者にあつてはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する。危険物に該当する貨物および運搬前の安全確認について理解させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の性状 ・危険物輸送の基本事項 ・タンクローリー運行上の注意事項
⑦	適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な運行経路の選択と経路情報の把握 ・許可運送における経路選択
⑧	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	<p>【告示の追加内容】注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する。降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険予測運転の必要性 ・危険予測のポイント ・危険予知訓練 ・【マニュアルの新設】指差呼称及び安全呼称 ・【マニュアルの新設】緊急時における適切な対応
⑨	運転者の運転適性に応じた安全運転	<p>【告示の追加内容】適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適性診断の必要性 ・適性診断結果の活用方法
⑩	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	<p>【告示の追加内容】医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる</p> <p>【告示の追加内容】規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の生理的・心理的要因 ・過労運転防止のための留意点 ・飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点
⑪	健康管理の重要性	<p>【告示の追加内容】ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康起因の事故と健康管理の必要性 ・健康管理のポイント

⑫	<p>安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法【新設】</p>	<p>【告示の追加内容】安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【マニュアルの新設】運転支援装置に係る事故の事例 ・【マニュアルの新設】運転支援装置の性能および留意点
---	---	---

【上記事項を実施するための期間】上記内容について運転者に対する指導・監督を一年ごとに実施する旨を規定

■「初任運転者に対する特別な指導の内容及び指導時間」

◆一般的な指導及び監督の内容について指導を行う。

この場合、日常点検、トラックの車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等トラックの構造上の特性、貨物の積載方法及び固縛方法等に関しては、実車を用いて指導する

上記内容を15時間以上実施する（現行は6時間）

◆実際にトラックを運転させ、道路状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する

20時間以上実施する【新設】

*施行日：平成29年3月12日

【道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行の日。準中型免許等にかかわる改正道路交通法の施行日】

※準中型免許を創設

平成27年（2015年）6月、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車の免許の受験について、18歳以上であれば運転経験を問わずに可能とする「準中型免許」を創設する改正道路交通法が公布されました（平成29年3月12日施行）。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821